

**<目次>**

- 臨時総会・第3回理事会報告 中野和子弁護士を常任理事に選任
- 建築士養成講座「日建学院」と受講契約の是正で合意
- 「日本広告審査機構」と「消費者機構日本」との懇談会が開催されました。
- 適格消費者団体による損害金等の請求制度の導入を求めるセミナーのご案内

**臨時総会・第3回理事会報告****中野和子弁護士を常任理事に選任**

前号のニュースレターでもご報告しましたように、9月1日付けで、原早苗さんが消費者委員会事務局長に正式に就任されました。消費者委員会事務局長は、国家公務員であることから、兼職が禁止されています。そのため、当機構の常任理事を8月31日付けで辞任されました。

そこで、後任の常任理事を選任するため、9月30日に臨時総会と第3回理事会が開催されました。今回の臨時総会において、個人正会員の中野和子弁護士を理事に選任しました。また、続いて開催された第3回理事会において、中野和子理事を常任理事に互選いたしました。

今回、常任理事に選任された中野和子弁護士は、1993年に弁護士登録（第二東京弁護士会）、2001年からは東京都の消費生活相談アドバイザーを勤められています。この間、消費者機構日本の被害情報対応委員として、事案の検討に参画いただいています。

なお、第3回理事会では、この他に、新規の事業者への申入れ事案3件を審議、うち1件については原案を確認。他の2件については、一定の修正を行う事が確認されています。そして、継続案件の3件について協議の終了と公表を確認しています。

**建築士養成講座「日建学院」と受講契約の是正で合意し、  
ホームページに掲載・公表しました。**

消費者機構日本では、2008年8月28日に「株式会社 建築資料研究社」に対して、同社の運営する「日建学院」の建築士養成講座の受講申込規程（以下「旧規程」という。）に関して、『契約者（受講生）の解除権を制限する条項を削除し、中途解約規定と適正な精算・返金規定を設けるよう』申入れました。

日建学院の「旧規程」では、「契約者が受講契約を解約できるのは、本人死亡と重大な疾病による受講不能およびクーリングオフによる場合のみ」と限定し、その他の条件

による中途解約を一切認めないとする規定、およびそれに連動して、その他の条件による中途解約の場合は受講料の返金等には一切応じないとする規定がそれぞれ定められていました。

本来、契約者（受講者）はいつでも任意に将来に向かって受講契約を解除できるのにも関わらず、中途解約条件を限定し、その他の条件の場合は一切認めないとする規定は消費者契約法第10条に該当する不当条項、また同様の中途解約時に役務提供状況に関わらず受講料を一切返金しないとする規定は、消費者契約法第9条によって無効となるため、これらの規定の削除と是正を申入れたものです。

申入れ後、同社と協議等を行った結果、2009年2月21日に、同社の講座受講申込規程が改正されました（この改定された規程を、以下「09年規程」という。）。

「09年規程」では、解約できる場合の例示は限定的であるものの、「この事由以外での解約を制限するものではありません」との定めが盛り込まれ、当機構からの申入れ趣旨にそった一定の改正・改善がなされたものと評価し、次の概要による合意書を締結しました。

< 締結した合意書の主な内容 >

(1) 旧規程第2条で定められていた「死亡等の限定された条件およびクーリングオフ以外の解約を認めず、受講料の返金等も一切行わない」旨の意思表示を行わない（口頭説明・印刷物を問わず）。

(2) 以下の者への09年規程の解約・返金規定の遡及適用を行う。

①09年規程前の受講契約により契約した受講中の在校生の解約。

②09年規程前の受講契約により2009年度生として契約し、既に中途解約し返金を受けずに退学した者。

< ※ 日建学院は09年規程前の規程に基づく受講契約により2009年度生として契約した者に対し、09年規程の解約・返金規定について周知徹底する >

(3) 日建学院が本合意に違背した場合には、自らのホームページにその事例の具体的な報告および謝罪文を最低1ヶ月間掲示する。消費者機構日本も自らのホームページに事例紹介の掲示を行う。

なお、今回の合意書の締結は、当初（2008年8月28日）申入れた受講申込規程に関する是正内容に対してのみの合意であり、受講申込規程全体に対しての評価ではありません。

また、本合意書で明記している「09年規程を遡って適用する範囲（上記「締結した合意書の主な内容」の(2)）」については、「消費者契約法施行（2001年4月1日）後の受講契約者で既に中途解約し、返金を受けずに退学した元受講生」における法的な返金請求権を妨げるものではありませんので（ただし、実際に返金請求を行うにあたっては、受講契約を締結した事実、ならびに中途退学したとみなされる事実を消費者側が証明する必要があります。）、そのことを補足します。

※ 申し入れ書面、改定された規程、合意書については、消費者機構日本のホームページでご覧いただけます。[http://www.coj.gr.jp/topics/topic\\_090925\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/topics/topic_090925_01.html)

## 「日本広告審査機構（JARO）」と「消費者機構日本」 との懇談会が開催されました。

2009年9月28日（月）に、「日本広告審査機構（以下「JARO」という。）」と当機構は「双方の活動状況の認識と共有化、さらに今後の連携強化」を目的とし、はじめての懇談会を開催しました。

JAROからは、上野副理事長、宍戸専務、市川事務局長、林審査部長、宮本審査部長代理が、消費者機構日本からは、品川理事長、増井副理事長、木本副理事長、阿南副理事長、佐々木常任理事、玉本理事、磯辺事務局長が、それぞれ参加しました。

懇談会は、冒頭、JAROの上野副理事長から挨拶された上で双方出席者を紹介し、その後、双方の事業運営・活動概況などの説明等を行いました。

上野副理事長からは、「JAROの設立経過（広告業界団体の自主規制団体として設立されてきたこと等）の説明の他、今日の情勢として悪徳商法や不当表示の増加傾向と其中での一般消費者保護の取り組み強化の重要性、また、その取り組みにあたっては適格消費者団体である当機構との連携強化も必要であること」が強調されました。

双方からの事業運営・活動概況等の説明については、組織や活動概要の他に、具体的な活動事例として、JAROからは「不当表示事例とそれに対する対応内容」が家電量販店・通販等の業種の案件で景品表示法違反等に区分してそれぞれ紹介され、当機構からは「被害情報対応委員会等の活動報告と、差止請求事案内容について3つの事例紹介・報告」を行いました。また、活動概況等の説明の上で、限られた時間でありましたが、双方からの質疑と意見交換を行いました。

最後に、次のことを双方ともに強く認識し、その上で今後も懇談会の開催、そして日常的にも実務レベルでの情報交換の実施等を確認しながら懇談会を終了しました。

★ 「従来、適格消費者団体は、契約締結過程に限定した消費者団体訴訟（消費者契約法に基づく差止請求・訴訟）が認められていましたが、2009年4月からは景品表示法に基づき、契約誘引に関する消費者団体訴訟も認められました。

広告は契約誘引手段として各種・幅広くまた身近に出稿されており、消費者が日常的に目にする、契約上の重要な検討材料となっています。

このような中、消費者保護強化の観点からは「広告内容を審査するJARO」と「契約誘引に関わる消費者団体訴訟を行うことが可能な適格消費者団体（当機構）」は緊密な連携をはかっていくことがますます重要となっています。

# 適格消費者団体による 消費者被害防止の到達点と 損害金等の請求制度の導入

全国消団連・消費者機構日本共催 消費者セミナー

消費者団体訴訟制度が始まって2年以上経過し、適格消費者団体による消費者被害防止の活動も成果を積み重ねてきています。ただ、適格消費者団体が全国で7団体しか認定されていない事もあり、制度発足時の社会的な期待の高さに比べ、制度の現状と役割について、消費者団体の関係者にも、充分ご理解いただいているとはいえない状況です。

更に、消費者庁と消費者委員会の発足に伴い、「不当な収益の剥奪及び被害者救済制度」を検討することが明確にされ、従来之差止請求に加えて、損害金等の請求制度を消費者団体訴訟制度に導入することが、具体的に検討され始めています。

全国消費者団体連絡会と消費者機構日本は、消費者運動に関わる団体や個人の皆様に、適格消費者団体の消費者被害防止活動の到達点についてご理解いただき、消費者団体訴訟制度に損害金等の請求制度を導入する必要性について、共通認識を広げていただく事を目的として、消費者セミナーを開催いたします。

皆様の積極的なご参加を、よろしくお願いいたします。

☆日 時 2009年10月23日(金) 18:30~20:30

☆場 所 主婦会館 プラザエフ5階(東京都千代田区六番町15)

☆内 容 ご挨拶 全国消費者団体連絡会 事務局長 阿南久

I. 「消費者団体訴訟制度への損害金等請求制度の導入について」

～制度創設の原点と欧米での集団的被害救済をふまえて～

講師：内閣府経済社会総合研究所

主任研究官 高橋義明 氏 (講演60分、質疑10分)

II. 「適格消費者団体の活動現況と被害救済の課題」

～COJの被害情報対応委員会の取り組みを中心に～

講師：消費者機構日本

理事・事務局長 磯辺浩一 (講演40分、質疑10分)

☆参加費 500円

☆定 員 60名(先着順)

☆申込方法 裏面の申込書をFAX(03-5216-6077)してお申し込みください。

Eメール([webmaster@coj.gr.jp](mailto:webmaster@coj.gr.jp))でのお申し込みも可能です。

連絡先 消費者機構日本

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077

ホームページ <http://www.coi.gr.jp/>

## 消費者セミナー参加申込書

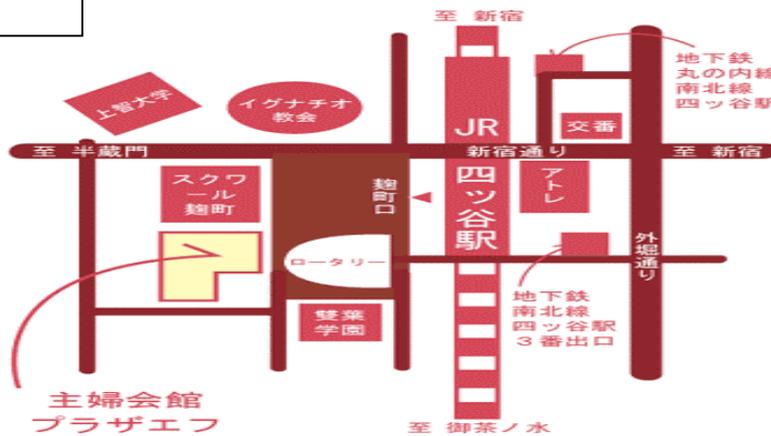
※ 参加者全員の氏名等をご記入下さい。後日、当機構より参加確認の連絡を差し上げますので、連絡がとれる電話番号、FAX番号、メールアドレスを必ずご記入下さい。

団体名・会社名 等			
氏名 (ふりがな)			
TEL/FAX		メールアドレス	

団体名・会社名 等			
氏名 (ふりがな)			
TEL/FAX		メールアドレス	

団体名・会社名 等			
氏名 (ふりがな)			
TEL/FAX		メールアドレス	

### 会場案内図



●JR 四ツ谷駅 麹町口前 (歩 1分) ●地下鉄南北線 / 丸の内線 四ツ谷駅 (歩 3)